

井原市立県主小学校 いじめ問題対策基本方針

令和4年4月 策定

いじめに関する現状と課題

・本校のいじめの認知件数は昨年度は2件であった。児童数が少なく、児童の間での人間関係は固定化してしまいやすい傾向にある。そうした中で、現在、継続しているいじめ事案は、嫌な呼び方をされたり暴言を吐かれたりするというものである。その他にも、ちょっとしたことで他者に対して批判的な言動をしてしまう児童も見られる。特定の個人に対する人権侵害が進んでしまわないように、未然防止や早期発見の取組をより強く推進する。そのためには、教員間だけでなく、保護者や地域との連携を密にして、学校を挙げた取組を行う必要がある。また、いじめの適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・まずはいじめを生まない学級・学校づくりを目指す。そうした中でも、いじめ事案が発生した場合、可能な限り短期間で解決・解消できるように、各教職員がそれぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童のSNS等の利用実態をつかみ、校内研修や保護者との懇談会等で、実態を共有し、その実態に応じた情報モラルについての研修や取組を進める。

・いじめの未然防止に向けた学級での人間関係づくりを進めるとともに学級の中で一人一人が活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学級・学校づくりを進める。

・いじめの早期発見のために年3回(6月・10月・2月)のアンケートを実施し、その結果を踏まえての教育相談を行う。また、学級アセスメント(Q-U)も年度2回(5月・11月)実施する。そして、そこで得られた情報については教職員間で共有を図り、統一された方向性をもって、事態の解決を図る。

<重点となる取組>

・いじめを許さない意識の高揚は、年間を通じ、全ての教育活動を通じ進めて行くが、特に人権月間(6月・12月)においては、全学級で改めて学級を振り返り、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

・児童のインターネット利用実態を把握するために、メディアに関するアンケートを定期的に実施する。(6月・9月・12月・2月)また、情報モラルに関する授業を、毎年参観日に公開する。

・学級アセスメント(Q-U)を実施し、その結果を基に、校内研修を行い、学年、学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処を行っていく。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権に関わる学習を参観した後の学級懇談や人権講演会等で、様々な人権課題について保護者として考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年3回開催(学期ごと、1・3回目は外部委員も参加)

<対策委員会内容の教職員への伝達>

- ・直後の終礼で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
学校評議委員会会長、地域連携コーディネーター、PTA会長 等
- ・校内
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭 等

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- 井原市教育委員会・県教育委員会

<連携の内容>

- 保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

<学校側の窓口>

- ・教頭

<連携機関名>

- ・井原警察署・児童相談所

<連携の内容>

- ・非行防止教室の実施
- ・情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	<ul style="list-style-type: none">○人権教育の充実・全教育活動を通して人権教育を推進し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。・6月に各クラスで人権のめあてを考え、朝会で発表をする。12月のなかよし集会でめあてに対する取組や反省を発表する。○児童の元気と笑顔があふれる学校づくり・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。・児童が人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。・自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。○道徳教育の充実・道徳科の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。○体験教育の充実・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。・異学年交流(縦割り班活動)、小中連携、保幼小連携等を計画的に実施し、人と人とのつながりを大切にす。○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。(グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。「なかよし集会」啓発活動・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るよう心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。
② 早期発見	<ul style="list-style-type: none">○いじめの早期発見のための日々の観察・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、全教職員でいじめの早期発見を図る。・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「児童がいるところには、教職員がいる」ことを心がける。・いじめの判断に困る事案には、終礼での報告を必ず行い、全職員で検討する。○観察の視点・児童の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。・担任を中心に教職員は、児童が形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。○くらしのアンケート・教育相談(学校カウンセリング)の実施・教職員と児童との信頼関係を形成する。・日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。○QUの実施(3～6年)・5月と11月の計2回行う。児童の被承認度・被害度度を把握し、児童が安心して過ごせる学級作りに努める。
③ いじめへの対処	<ul style="list-style-type: none">○正確な実態把握・当事者双方や周りの児童からの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。・一つ的事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。○指導体制、方針決定・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)○児童への指導・支援・いじめられた児童の保護に努め、心配や不安を取り除く。・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思い寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。○保護者との連携・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。○いじめ発生後の対応・継続的に指導・支援を行う。・学校カウンセラー等を活用し、児童の心のケアに努める。・心の教育・命の大切さを伝える教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。